

令和8年第3回
曾於市農業委員会總會議事録

令和8年3月23日
曾於市農業委員会

第3回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和8年3月23日（月） 午前9時00分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	○○○○○	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○	推進委員	○○○○○	推進委員	○○○○○

4 欠席委員

5 議事録署名委員 12番 ○○○○○、13番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職、氏名

事 務 局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
	農地係	○○○○○	農地係	○○○○○
農 政 課	農政係	○○○○○		

7 閉会年月日 令和8年3月23日（月） 午前10時15分

令和8年第3回曾於市農業委員会総会日程

令和8年3月23日（月）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第14号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第15号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について

議案第16号 農地法第4条による許可申請について

議案第17号 農地法第5条による許可申請について

議案第18号 非農地証明願について

議案第19号 農地の用途変更届（200㎡未満）について

議案第20号 農用地等のあっせんについて

議案第21号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（令和8年6月1日始期分）

議案第22号 事務局職員の人事異動の承認について

(2) 報告

報告第3号 合意解約等の報告

4 その他

○事務局（○○○○○局長）

御起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。2月、3月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和8年第3回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。12番○○○○○委員、13番○○○○○委員を指名いたします。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第14号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○事務局（○○○○○係長）

2月の総会で保留となっております財部33号について、説明させていただきます。この案件については、新規就農で約1反歩に自家消費野菜を作付けする計画になっておりましたが、現在、知人より3畝ほど農地を借りて野菜を栽培しており、自家消費としては面積が大きく、会社員として働きながら一人で耕作することは難しいのではないかと。また、農機具も耕うん機だけでは足りないのではないかということで、保留となった案件です。総会后、申請代理人の○○○○○行政書士に来ていただき、保留になった経緯等を説明し、改めて譲受人に状況を確認していただくよう説明いたしました。その後、申請人は、今回申請地を取得できれば借りていた農地は返還し、野菜の作付けについては、近くに住む両親や妻の手も借りながら行うということでした。農業機械についても知人からトラクターを借りて耕作していくとのことでした。収穫した野菜については、自家消費のほか、親戚、知人に配るということでしたが、それでも余るようであれば、道の駅への出荷も今後考えていきたいということです。そのほか、この土地については、以前、駐車場にしたいという相談があったことから、今後、転用の計画等について確認をとったところ、転用の予定はないということでした。以上のことから、申請書及び営農計画書の差替えが2月25日に提出されております。以上です。

○15番委員（○○○○○）

末吉34号について、3月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子です。農業機械はトラクター、田植え機等を所有しており、自家消費の米になります。資材等購入先は、JA等です。あと、補足説明資料の営農計画書に年間販売計画が24万円と記載がありますが、自家消費になりますので、こちらは、全部なしに訂正をお願いします。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○4番委員（○○○○○）

末吉35号について、3月18日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地にはイタリアンを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉36号について、3月18日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地にはイタリアンを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○18番委員（○○○○○）

末吉37号について、3月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見

は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○11番委員 (○○○○○)

大隅38号について、3月12日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子です。2年以上前から渡人が耕作できない状況にあったことから、受人が基盤法に基づいて借受けていたもので、今回許可を得て農地取得しようとするものです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田は水稻、畑は甘藷、野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、大隅39号について、3月7日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。申請地は、中山間地域農業農村総合整備事業の区域内の農地ですが、農振農用地区域外の農地のため、中間管理事業の売買申請から外されたものです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○19番委員 (○○○○○)

大隅40号について、3月8日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子です。父親の体力の低下により、耕作を受け継ぐものです。農業機械は、トラクター、ハーベスター、バインダー等を父から借用します。現在は、父親名義の農地を耕作しているところです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田は水稻、畑は露地野菜、大根、人参等を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、大隅41号について、3月8日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人が80歳以上で高齢ですが、機械等に乘られ、比較的元気で耕作意欲もあります。また、同居していませんが、近くに息子さんがおり、ほとんどの作業を行っているとのこと。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○5番委員 (○○○○○)

財部42号から財部45号まで、3月13日に○○○○○推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。まず、財部42号から財部44号までについては、受人が同一人法人ですので、まとめて報告します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、財部45号についても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

○17番委員 (○○○○○)

いつも、○○○○○さんは、毎月上がってくるような気がするんですけど、当然、50町ほどで4人、ほかに外国人とか雇用をされていると思うんですけど、近くにうちも畑があるんですけど、ほとんど土手を払われないんですよ。良かったら今回の機会に、土手も払うように伝えていただければいいかなと思います。

○議長 (○○○○○会長)

はい、分かりました。ほかにありませんか。

○18番委員 (○○○○○)

今ののに付け加えて、50町といえば、もう曾於市では一番作ってらっしゃると思うんですけど、本当に手が回るんですかね、この人数で。畜産が主だと思うんですけど、○○○○○とありますけど、野菜の方も50町も作るといえば、たった4人じゃちょっと無理じゃないかなと思うんですけど、

そのほうは確認されたんですか。

○5番委員（○○○○○）

4人というのは、役員が4人ということで、あと従業員がいらっしゃいます。そして、今回上がってきた所はですね、畑かんセンターの指導を受けながら、今後、野菜にも手を付けていきたいということで、もう今度取得する所の隣には、水を利用した野菜が作付けされています。

○18番委員（○○○○○）

50町全て耕作されていると思うんですけど、事務局も通していますので。こういうふうに買っていただくのは、本当に農家の人にとっては、ありがたいということなんですけど、今後そういう周りに迷惑を掛けないとか、そういうのが出ないようにお願いしたいと思います。

○議長（○○○○○会長）

はい、分かりました。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第14号農地法第3条所有権移転による許可申請については、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第15号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

財部7号について、3月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、元阿那里自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が畑、南が雑種地を挟んで畑、北が畑です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、農業用倉庫、駐車場を整備する面積が全体で240㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われれます。排水等については、雨水は水路へ放流するもので適当と思われれます。被害防除は、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われれます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、農業用倉庫、駐車場を整備することから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○11番委員（○○○○○）

財部8号について、3月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、沢田自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑と雑種地、西が道を挟んで畑、南が道を挟んで雑種地、北が畑です。目的実現の確実性は、既に三面側溝型のサイロを堆肥置場として使用されています。サイロが昭和53年につくられています。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、堆肥置場を設置する面積473㎡のうち199㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われれます。排水等は、雨水のみで水路へ放流するもので適当と思われれます。被害防除は特に問題はないと思われれます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、堆肥置場を整備しており、農地への復元も困難であることから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第15号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に、議案第16号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員 (〇〇〇〇〇)

末吉2号について、3月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、橋野宮脇自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑と宅地、南が墓地、北が宅地です。目的実現の確実性は、既に着工中であり残高証明書と承諾書が添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、農家住宅、倉庫、カーポートを整備する面積が全体で888㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は、既存の法面とブロック塀があり、砂利敷きすることに加え、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、農家住宅、倉庫、カーポートを整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員 (〇〇〇〇〇)

財部3号について、3月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いました。本件は、議案第15号農振変更申請の財部7号と同時申請であるため総合意見のみ報告いたします。申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、農業用倉庫、駐車場を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○18番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉2号ですけど、事務局に聞きます。前に家があって、それをこれからこうして住宅を建てるということですけど、前は無断転用でしていただくとするんですけど、今回は建築といえばほとんど設計士がちゃんとするんですけど、つくる前に。設計士は、農地だということは分からないんですかね。

○事務局 (〇〇〇〇〇係長)

ここについては、だいぶ前に行政書士が相談に来られて、4条申請をしますと相談を受けていたんですけど、なかなか来ないものですから、途中で来られたタイミングで、あの案件はどうなっていますかと話をしたら、今、もう建て方が始まっていますということで、その受けた行政書士が言うには設計書が届かなくて申請ができなかったという話を聞いて、今回正式に申請が上がってきたものです。

○18番委員 (〇〇〇〇〇)

まあいいです。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ほかにありませんか。

○8番委員 (〇〇〇〇〇)

何かおかしいですよ。やっぱりそこらへんは、今からそれぞれの行政書士さんにもちゃんと指導をして、行き違いのないようにしていかないと、やっぱり今のは、どうしても最終的には申請して転用されるわけですけど、何か事情的に始末書を付けて貼っ付けたような申請の仕方じゃちょっとおかしいから、これからはびしっとしたところで、その行政書士さんも設計図が届かないんだったら、届いてちゃんと申請してからというのを施工者にもちゃんと言うべきだと思いますので、そのへんをしっかりと指導をお願いしたいと思います。

○事務局 (〇〇〇〇〇係長)

そこについては、今後も引き続き注意をしていきます。ただ、今回の件につきましては、先ほど

言った、相談に来られた行政書士と申請された行政書士が変わっていますので、その最初の方は多分お断りしたんだと思います。

○議長（○○○○○会長）

今の意見は、とても大切な意見ですので、これからは、農地法はあんまり簡単にみられているという証拠ですので、始末書を一枚で簡単に済ませるようなそういう形は、また、事務局としても指導させていきたいと思います。

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第16号農地法第4条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第17号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

財部2号について、3月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、新田自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が畑、北が道を挟んで畑と宅地です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されており確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、農業用資材置場、駐車場を整備する面積が全体で2,009㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等は、雨水のみで水路へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、申請地周辺は法面で囲まれており、今後、砂利を敷設する予定であり、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外である農業用施設等に該当し、農業用資材置場、駐車場を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○11番委員（○○○○○）

財部3号について、3月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、柿木自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が道を挟んで畑、北が畑です。目的実現の確実性は、補助金申請書の写し及び融資申請書の写しが添付されており確実と思われます。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、牛舎、ロール置場を整備する面積が全体で3,800㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は自然流下及び水路へ放流し、汚水はオガクズ処理後、自作地へ還元するもので適当と思われます。被害防除は緩衝地を設けます。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、牛舎、ロール置場を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第17号農地法第5条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達すること

に決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第18号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉5号について、3月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は村山自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道を挟んで宅地、南が宅地、北が畑です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の東側は農地ですが、排水等の流れ込みなどはなく問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、昭和61年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外である既存施設の拡張に該当します。農家住宅、農業用倉庫として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○15番委員（○○○○○）

大隅6号について、3月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は新坂元自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道を挟んで宅地、南が宅地、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の東側と北側に農地がありますが、排水等の流れ込みなどはなく問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、昭和54年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当します。業務用倉庫として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第18号非農地証明願については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第19号農地の用途変更届についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○11番委員（○○○○○）

財部2号について、3月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いました。本件は、議案第15号農振変更申請の財部8号と同時申請であるため総合意見のみ報告いたします。申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、転用目的が堆肥置場です。設置により耕作が不能となる面積が473㎡のうち199㎡で、転用許可を要しない200㎡未満の農業用施設に該当することから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第19号農地の用途変更届については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第20号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉26は、私と○○○○○推進委員。末吉27は、4番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉28から30までは、8番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉31から33までは、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉34及び35は、10番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉36は、18番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅37は、11番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部38は、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部39は、6番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○18番委員（○○○○○）

末吉138は、打切りでお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉139、140、141は、継続でお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉142も継続でお願いします。

○11番委員（○○○○○）

大隅144も継続でお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部147も継続でお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉1、2も継続でお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉3、4、5、6も継続でお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部7、8も継続でお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉9、10も継続でお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉11は成立です。

○9番委員（○○○○○）

末吉12、13、14は、継続でお願いします。

○10番委員（○○○○○）

末吉15、16も継続でお願いします。

○15番委員（○○○○○）

末吉17、18も継続でお願いします。

○2番委員（○○○○○）

大隅19は成立です。

○13番委員（○○○○○）

大隅20は継続でお願いします。

○11番委員（○○○○○）

大隅21も継続でお願いします。

○5番委員（○○○○○）

財部22は継続。23は成立。24は田が継続、畑が成立です。

○6番委員（○○○○○）

財部25は、打切りでお願いします。

○議長（○○○○○会長）

大変御苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願ひいたします。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第21号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年6月1日始期分を

議題といたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

事務局から説明をお願いします。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

議案第21号の促進計画案につきまして、御説明いたします。議案書の18ページから31ページまでになります。18ページから27ページまでが農地中間管理権及び利用権設定の一括方式142件で252筆、そのうち、3件の13筆が議事参与の制限に該当するものとなります。そして、28ページが農地中間管理機構貸付けの受け手変更2件で4筆、29ページが農地中間管理機構の買入れ3件で3筆、30ページが農地中間管理機構の売渡し1件で1筆、31ページが令和8年6月1日始期分の集計表となりますので、よろしくをお願いします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

本件については、議事参与の制限に該当する農地中間管理権及び利用権設定の一括方式227から229までを除いて、審査して差し支えありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

農地中間管理権及び利用権設定の一括方式と農地中間管理機構貸付けの受け手変更、所有権移転の農地中間管理機構買入れと売渡しについて、質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第21号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年6月1日始期分は、議事参与の制限に該当する3件を除いて、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで、〇〇〇〇〇委員は議事参与制限のため退席願います。

（〇〇〇〇〇委員 退席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

続いて、農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、227を議題といたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第21号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年6月1日始期分の農地中間管理権及び利用権設定の一括方式227は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

（〇〇〇〇〇委員 復席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで、〇〇〇〇〇委員は議事参与制限のため退席願います。

（〇〇〇〇〇委員 退席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

続いて、農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、228を議題といたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第21号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年6月1日始期分の農地中間管理権及び利用権設定の一括方式228は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

○○○○○委員は、復席願います。

(○○○○○委員 復席)

○議長 (○○○○○会長)

ここで、○○○○○委員は議事参与制限のため退席願います。

(○○○○○委員 退席)

○議長 (○○○○○会長)

続いて、農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、229を議題といたします。

○議長 (○○○○○会長)

質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第21号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和8年6月1日始期分の農地中間管理権及び利用権設定の一括方式229は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

○○○○○委員は、復席願います。

(○○○○○委員 復席)

○議長 (○○○○○会長)

ここで暫時休憩いたします。

(休憩：午前9時45分)

(再開：午前10時00分)

○議長 (○○○○○会長)

会議を再開いたします。次に、議案第22号事務局職員の人事異動の承認についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 (○○○○○局長)

(人事異動について説明)

○議長 (○○○○○会長)

ただいまの説明に対して、質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第22号事務局職員の人事異動の承認については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、報告第3号合意解約等の報告については、議案書の32ページから36ページまでを御覧ください。

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

○18番委員（○○○○○）

あっせん申出に係るA判定、B判定農地の窓口対応及び議案書の農地中間管理事業に係る案件の文字拡大について

○17番委員（○○○○○）

小区画農地に係る畑かんの給水口について

○16番委員（○○○○○）

議案書の農地売買等事業に係る案件の売買当事者双方の記載について

○議長（○○○○○会長）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

次に、事務局から事務連絡をいたします。

○事務局（○○○○○局長）

3月、4月の行事予定について

○事務局（○○○○○次長）

活動日誌の提出について

○事務局（○○○○○係長）

基盤法、バンク法の終期一覧の配布等について

○議長（○○○○○会長）

連絡事項は以上ですが、ここで、人事異動に係る職員から挨拶をお願いします。

（対象者 挨拶）

○議長（○○○○○会長）

ありがとうございました。今後の活躍を期待します。

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和8年第3回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局（○○○○○局長）

御起立願います。一同礼。御苦勞様でした。

令和8年3月23日（月） 午前10時15分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員